

船舶事故調査報告書

令和2年5月27日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和元年7月15日 10時00分ごろ
発生場所	北海道新ひだか町三石漁港南西方沖 三石港外南防波堤灯台から真方位243° 1.4海里（M）付近 （概位 北緯42° 13.9′ 東経142° 31.2′）
事故の概要	漁船第十八北海丸 ^{ほっかい} は、定置網の揚収作業中、船長が左手をサイドドラムに巻き込まれて負傷した。
事故調査の経過	令和元年7月31日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第十八北海丸、18トン HK2-23373（漁船登録番号）、有限会社丸富富永水産 21.68m（Lr）×4.69m×1.35m、軽合金 ディーゼル機関、479kW（動力漁船登録票による）、平成19年10月
乗組員等に関する情報	船長 男性 42歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成17年2月18日 免許証交付日 平成31年3月28日 （令和7年2月17日まで有効） 定置網作業指揮者 男性 67歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成3年5月31日 免許証交付日 平成27年6月26日 （令和3年5月30日まで有効）
死傷者等	重傷 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長及び定置網作業指揮者（以下「船頭」という。）ほか6人が乗り組み、作業の補助船2隻と共に、令和元年7月15日05

時30分ごろ三石漁港南西方沖の定置網（三さけ定第6号、以下「本件定置網」という。）の揚収作業の目的で、同港を出港した。

本船は、05時38分ごろ本件定置網に到着し、沖に向けて南方に伸びる垣網の北端から揚収作業を開始した。

定置網の揚収作業は、垣網に長さ約15m、直径約2.4cmの合成繊維製クロスロープを結んで、船体中央にある操舵室の両舷側壁にそれぞれ装備されたサイドドラム的一方で巻き、ある程度引き揚げた時点で、同型の次のロープを垣網に結んでそれまで巻いていたロープを解き、もう一方のサイドドラムで巻くことを繰り返していた。（図1参照）

乗組員は、引き揚げられた垣網に海藻やゴミが付着していた場合は、魚倉に収納されるまでの間に手作業で取り除いていた。

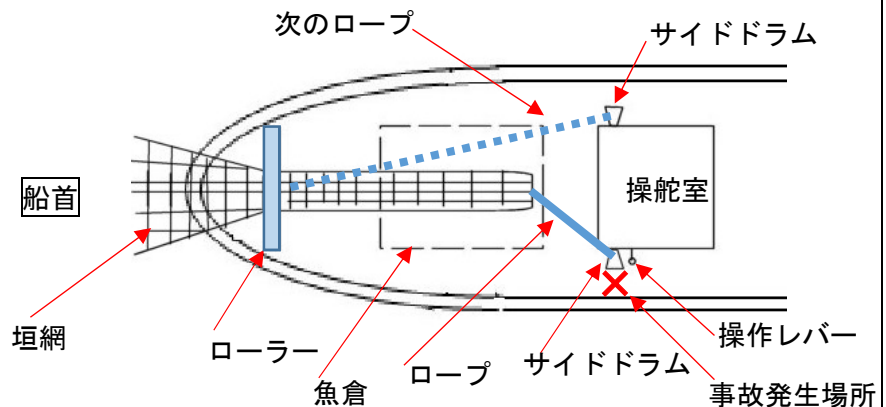


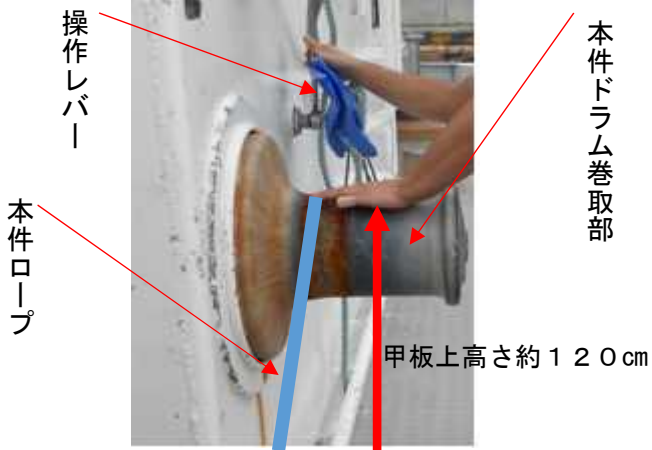
図1 垣網の揚収状況

船長は、左舷側のサイドドラム（以下「本件ドラム」という。）の操作に当たっていたが、垣網に海藻等の付着が激しかったので、自身の判断で、本件ドラムの機側にある操作レバーを巻取り位置に操作した後、船首部で、乗組員総出により行われていた海藻等の除去作業に加わった。

船長は、本件ドラムからのロープ（以下「本件ロープ」という。）の巻取り状況を目視しながら作業を行っていたが、作業に気を取られているうちに巻取りが進み、気が付いたときには間もなく本件ロープの巻取りが終わる状況であった。

船長は、本件ドラムに垣網が巻かれると絡んでしまうので、直ちに回転を停止しようと思い、急いで本件ドラムに駆け寄り、右手で操作レバーを停止位置に操作するとほぼ同時に、駆け寄ったはずみで本件ドラムの上に左手を置いたところ、10時00分ごろ、本件ドラムと本件ロープの間に左手小指の指先が巻き込まれた。

（写真1参照）

	 <p>写真1 本事故発生時の状況</p> <p>船長は、自力で操作レバーを逆転操作して、巻き込まれた左手小指を解放した。</p> <p>船頭は、船舶所有会社に携帯電話で救急車の要請を依頼するとともに、乗組員に、補助船で船長を三石漁港に搬送するよう指示した。</p> <p>船長は、三石漁港に戻って、待機していた救急車により病院に搬送され、左小指切断と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、本事故時、体調が良好で、疲労を感じていなかった。</p> <p>船長は、ヤッケの上に救命胴衣、カッパズボンを着用し、キャップ型の帽子を被り、ゴム手袋とゴム長靴を身に付けていた。</p> <p>本件ドラムは、巻取部の直径が約20cm、巻取部上端の甲板上高さが約120cmであった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、三石漁港南西方沖で本件定置網の揚収作業中、本件ドラムの操作に当たっていた船長が、海藻等の除去作業に気を取られて本件ロープが間もなく巻取り終わることに気付くのが遅れ、直ちに本件ドラムの回転を停止しようとした際、急いで本件ドラムの操作レバーに駆け寄ったはずみで本件ドラムの上に左手を置いたことから、指先が本件ロープに巻き込まれて負傷したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が三石漁港南西方沖で本件定置網の揚収作業中、本件ドラムの回転を直ちに停止しようとした船長が、急いで本件ドラムの操作レバーに駆け寄ったはずみで本件ドラムの上に左手を置いたため、指先が本件ロープに巻き込まれて負傷したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p>

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・ドラム等の漁ろう機器を操作する者は、他の作業を並行して行わず、漁ろう機器の操作に専念すること。 |
|--|--|

付図1 事故発生場所概略図

